

"だれもがどれも選べる社会に"

(令和6年度 男女共同参画週間 キャッチフレーズ)

6月23日から29日までの1週間は「男女共同参画週間」です

平成11年6月23日「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されたことを踏まえ、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」として、男女共同参画社会基本法の目的や基本

理念について理解を深めることを目指しています。

男女共同参画社会とは

男女がお互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、 性別にかかわりなく、あらゆる分野において参画する機 会が確保され、その個性と能力を十分に発揮できる社会 のことです。



男女共同参画社会を実現するための5本の柱(基本理念)

男女の人権の尊重

男女が個人として尊重され、 性別による差別をなくし、それ ぞれの能力を発揮できる機会 を確保する必要があります。

社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるよう、社会の制度や慣行の在り方を考える必要があります。

国際的協調

男女共同参画づくりのために、他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む必要があります。

家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として互いに協力し、家族の一員としての役割を果たしながら、仕事や学習、 地域活動等ができるようにする必要があります。

政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、 あらゆる分野において方針の決定に参画 できる機会を確保する必要があります。

女性管理職割合の増加や、男性の育児休業の取得率の増加など、男女共同参画が進んでいる 分野はあります。しかし今でも、「男性はこうあるべき」「女性はこうあるべき」といった意識から、 性別によってその人の生き方や、可能性が狭められてしまうことがあります。

男性であっても、女性であっても、一人ひとりが互いを尊重して、個性と能力を最大限に発揮できる、『だれもがどれも選べる社会』の実現を目指しましょう。



宇陀市人権啓発活動推進本部



2024.6

※このビラへのご意見・ご感想は②0745-82-2147または jinken@city.uda.lg.jp

毎月 11 日は「人権を確かめあう日」です